

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
別表（第2条関係） 1 総務関係 ～ 3 建設関係 （表省略） 4 消防関係			別表（第2条関係） 1 総務関係 ～ 3 建設関係 （表省略） 4 消防関係		
事務	手数料を徴収する事務	金額	事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (省略)			1 (省略)		
2 消防法 第11条第 1項前段 の規定に 基づく危 険物の製 造所，貯 蔵所又は 取扱所の 設置の許 可に関する 事務	(1) 消防法第11条第1 項前段の規定に基づ く製造所の設置の許 可の申請に対する審 査	イ～ニ (省略) ホ 指定数量の倍数が200を超える 製造所の設置の許可の申請に係 る審査 <u>92,000円</u>	2 消防法 第11条第 1項前段 の規定に 基づく危 険物の製 造所，貯 蔵所又は 取扱所の 設置の許 可に関する 事務	(1) 消防法第11条第1 項前段の規定に基づ く製造所の設置の許 可の申請に対する審 査	イ～ニ (省略) ホ 指定数量の倍数が200を超える 製造所の設置の許可の申請に係 る審査 <u>91,000円</u>
	(2) 消防法第11条第1 項前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の許 可の申請に対する審 査	イ～ハ (省略) ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋 根を有する特定屋外貯蔵タンク のうち総務省令で定めるものに 係る特定屋外タンク貯蔵所(ホに おいて「浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所」という。)，浮き蓋付 きの特定屋外貯蔵タンクのうち 総務省令で定めるものに係る特 定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて 「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵		(2) 消防法第11条第1 項前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の許 可の申請に対する審 査	イ～ハ (省略) ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋 根を有する特定屋外貯蔵タンク のうち総務省令で定めるものに 係る特定屋外タンク貯蔵所(ホに おいて「浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所」という。)，浮き蓋付 きの特定屋外貯蔵タンクのうち 総務省令で定めるものに係る特 定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて 「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵

改正案		現 行	
	<p>所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ,それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,420,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p>		<p>所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ,それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>820,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,100,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,400,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,640,000円</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,880,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,130,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定</p>		<p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,850,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,090,000円</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定</p>

改正案		現 行	
	<p>屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,340,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,500,000円</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,140,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,350,000円</u></p> <p>(7)・(8) (省略)</p> <p>へ～ヲ (省略)</p>		<p>屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,330,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,480,000円</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,330,000円</u></p> <p>(7)・(8) (省略)</p> <p>へ～ヲ (省略)</p>
(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づ	<p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ 一般取扱所の設置の許可の申</p>	(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づ	<p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ 一般取扱所の設置の許可の申</p>

改正案			現 行		
	く取扱所の設置の許可の申請に対する審査	請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) (省略) (5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 <u>92,000円</u>		く取扱所の設置の許可の申請に対する審査	請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) (省略) (5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 <u>91,000円</u>
3～5 (省略)			3～5 (省略)		
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ～ハ (省略) ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) (省略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u> (4) (省略) (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u>	6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ～ハ (省略) ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) (省略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>950,000円</u> (4) (省略) (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,650,000円</u> (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,180,000円</u>

改正案			現 行		
		(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u> ホ (省略)			(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,890,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,450,000円</u> ホ (省略)
	(2) (省略)			(2) (省略)	
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (省略) (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u> (3) (省略) (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u>	7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (省略) (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u> (3) (省略) (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000円</u>

改正案			現 行		
		(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u> (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u> ロ・ハ (省略)			(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,160,000円</u> (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,830,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,470,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,000,000円</u> ロ・ハ (省略)
5	その他共通関係	(表省略)	5	その他共通関係	(表省略)